

心ふれあう快適な地域づくりの推進

■参加と連帯による地域社会の形成

住みよい地域社会をつくりあげるためには、豊かな自然が保護され、安全で快適な生活環境が整備されることが必要ですが、これに加えて、人々の連帯意識に支えられた温かい心のふれあいがなければなりません。

そのような地域社会は、住民一人ひとりが地域社会の構成員としての自覚をもって、自発的に行動することによりつくりあげられるものです。

●住民主体の「まち・むら」づくりの推進

「まち・むら」づくりは、日常生活の課題や地域の課題を住民の協力によって解決するという住民自治が基本です。

本県には、大都會では失われた心のふれあいがまだまだ残されていますのでこれを基盤として、住民参加による「まち・むら」づくり、新しいふるさとづくりを目指して、住民の自主的な地域づくりの活動を促進します。

主要な方策

- コミュニティの組織づくり（コミュニティ活動のモデル地区設定等）
- リーダーの発掘、養成（コミュニティリーダー研修会、コミュニティ推進大会の計画的開催等）
- コミュニティ施設の整備（公民館、コミュニティセンター、地区集会所の整備）
- 住民参加を推進するための広報公聴活動の推進（コミュニティ広報紙の発行、コミュニティ副統本の作成）



●地域福祉活動の促進

老人、児童、心身障害者、母子家庭など、社会的に弱い立場にある人々の福祉の向上のためには、単に金銭の給付や施設の整備だけではなく、周囲の思いやりに支えられ、安心して暮らすことのできる地域社会をつくりあげることが必要です。

これらの人々が必要とする福祉を真に享受できるよう家庭や地域社会において福祉に関する意識の啓発に努めるとともに、地域福祉活動の中核となるボランティア活動の促進をはかります。

主要な方策

- 市町村社会福祉協議会の充実強化
- ボランティア活動体制の拡充（ボランティアリーダーの養成、ボランティア基金の設置）
- 啓発活動の推進（ボランティア活動推進協力校の指定、地域福祉モデル市町村の設定）
- 県総合福祉センターの建設

地域福祉活動の計画

事業名	昭54	計 画		計
		昭56～昭60	昭61～昭65	
市町村社会福祉協議会法人化（法人）	33	30	35	98
福祉モデル市町村の設置（市町村）	—	11	11	22
ボランティア活動推進協力校（校）	6	10	14	30
県総合福祉センター建設（か所）	—	—	1	1